

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4 月30日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第20号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 智頭町</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長_参事 会計管理者 課長補佐（総務課又は 企画財政課に所属するもの に限る。）_総務課行 政経営推進室長 企画財 政課財務室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 八頭町</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長_会計管理者 出納 室長 情報政策室長 収 納対策室長 課長補佐 （総務課に所属するもの に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 三朝町</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長_参事 会計管理者 課長補佐（総務課又は 企画財政課に所属するもの に限る。）_総務課行 政経営推進室長 企画財 政課財務室長	略		機 関	職	略		町長部局	課長_会計管理者 出納 室長 情報政策室長 収 納対策室長 課長補佐 （総務課に所属するもの に限る。）	略		機 関	職	略		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 智頭町</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 会計管理者 課長 補佐（総務課又は企画財 政課に所属するものに限 る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 八頭町</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 出納室長 情報政 策室長 収納対策室長 課長補佐（総務課に所属 するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 三朝町</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 課長 補佐（総務課又は企画財 政課に所属するものに限 る。）	略		機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 情報政 策室長 収納対策室長 課長補佐（総務課に所属 するものに限る。）	略		機 関	職	略	
機 関	職																																								
略																																									
町長部局	課長_参事 会計管理者 課長補佐（総務課又は 企画財政課に所属するもの に限る。）_総務課行 政経営推進室長 企画財 政課財務室長																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
町長部局	課長_会計管理者 出納 室長 情報政策室長 収 納対策室長 課長補佐 （総務課に所属するもの に限る。）																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
町長部局	課長 会計管理者 課長 補佐（総務課又は企画財 政課に所属するものに限 る。）																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
町長部局	課長 出納室長 情報政 策室長 収納対策室長 課長補佐（総務課に所属 するものに限る。）																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									

保育所	園長
略	

6～9 略

10 大山町

機 関	職
略	
支所	課長
保育所	主幹所長
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
略	

11 略

12 伯耆町

機 関	職
略	
町長部局	課長 室長 参事監 参事 副室長（ <u>総務課</u> に所属するものに限る。） 主幹（ <u>総務課</u> に所属するものに限る。）
略	

13及び14 略

15 江府町

機 関	職
略	
町長部局	課長 参事 会計管理者 室長
保育園	園長
診療所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長 室長
略	

16 境港管理組合

機 関	職
港湾管理委員会事務局	局長 次長 総務課長 参事

17～28 略

備考

1 略

2 この表中「副室長（総務課に所属するものに限る。）」とは、副室長のうち人事、給与又は

保育所	所長 次長
略	

6～9 略

10 大山町

機 関	職
略	
支所	支所長 課長
保育所	所長
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
公民館	館長
図書館	館長
略	

11 略

12 伯耆町

機 関	職
略	
町長部局	課長 室長 参事監 参事 副室長（ <u>組織管理室</u> に所属するものに限る。） 主幹（ <u>組織管理室</u> に所属するものに限る。）
略	

13及び14 略

15 江府町

機 関	職
略	
町長部局	課長 参事（ <u>総務課</u> に所属するものに限る。） <u>出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</u>
保育園	園長
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

16 境港管理組合

機 関	職
港湾管理委員会事務局	局長 次長 総務課長

17～28 略

備考

1 略

2 この表中「副室長（組織管理室に所属するものに限る。）」とは、副室長のうち人事、給与又は

予算に関する事務を行う副室長をいう。

- 3 この表中「主幹（総務課に所属するものに限る。）」とは、主幹のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う主幹をいう。

又は予算に関する事務を行う副室長をいう。

- 3 この表中「主幹（組織管理室に所属するものに限る。）」とは、主幹のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う主幹をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。